

第4回税制調査会議事録

日 時：平成25年12月2日（月）16時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

ただいまから第4回税制調査会を開会します。

早速ですが、まず本日の会議の流れについて、簡単に説明いたします。

本日は、まず議題1、各ディスカッショングループ（以下、「DG」という。）からの報告ということで、10月の総会で開催することを御了承いただきました、国際課税DGとマイナンバー・税務執行DG（以下、「マイナンバーDG」という。）の二つのDGでのこれまでの議論について、田近座長と神野座長から御報告をいただきます。

議題2は、法人課税の在り方に関する議論になります。前回の総会の結びにおいて、私から中長期的な法人課税の在り方を含め、あるべき税制の在り方についても議論を行っていきたいという発言をさせていただきましたが、それを受けて、皆様には事前に御連絡しているとおおり、法人課税についてのセッションを設けることにしましたので、皆様には、積極的に御発言をいただければと思います。

それでは、カメラの方には御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、二つのDGの報告に入りたいと思いますが、後のフリーディスカッションに多くの時間を割きたいと思いますので、できるだけ手短に、それぞれのDGの報告と、それについての質疑をお願いしたいと思います。

それでは、まず国際課税DGの御報告を、田近座長にお願いします。

○田近委員

国際課税DGのこれまでの経緯を御報告申し上げると同時に、時間の許す範囲で、今日御審議いただきたいことを申し上げます。

資料は、総4-1の「国際課税ディスカッショングループ報告」、「国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し（案）」、「総合主義と帰属主義の違い」を基に報告させていただきます。

まず、この2回で何を議論してきたのかについては、総4-1の資料のとおりで、主に三つの議論をしてきたと思います。

一番目に、BEPS、税源浸食と利益移転とはどのような問題なのかについて、岡村委員と、第一線で弁護士の仕事もされている太田洋教授、ハーバード・ロースクールのマーク・ラムザイヤー教授からお話を伺いました。それが一つのテーマです。

二番目に、帰属主義について議論しました。ややテクニカルなものでしたが、活発な議論をいただきました。第2回での増井委員のお話も、結果的にはBEPSに関わりま

すが、国際課税のフレームワークの話でした。

三番目のテーマは、国境を越えた役務の提供等に対する消費税について、インターネットを通じて、海外から役務の提供を受けるときに、どのように課税したらよいかという点です。

今日進めさせていただきたいのは、帰属主義についてです。帰属主義という言葉自体は分かりにくいですが、外国の法人や非居住者が日本で恒久的な施設を持っている場合に、例えばこれを日本での支店と考えます。その支店について、どのように課税していくかについて、これまでは支店の日本国内における源泉所得を総合的に課税してきました。それを仮に総合主義ないし全所得課税とすれば、一方、実態的には租税条約を結んでいる国に対しては、そのような恒久的施設、今、支店と申し上げていますが、それが親子関係、親会社と子会社の関係を認識し、支店に帰属する所得に課税したらどうか、実態的にもそのようなことがされてきました。

それをOECDでは、Authorised OECD Approach (AOA)、2010年だと思いますが、帰属主義に基づいて課税していこうという案がまとまってきました。そのようなことを背景に、帰属主義の議論を取り上げて、我が方としても、総合主義から帰属主義に、日本にある恒久的施設の課税を統一しようという話になりました。

今日は、もう一度、簡単に復習し、その説明を土台に、この国際課税DGで重ねた議論を踏まえて、見直しの原案をまとめさせていただきたいと思います。

それでは、日置主税局参事官、帰属主義について説明をお願いします。

○日置主税局参事官

お手元の「総合主義と帰属主義の違い」という3枚の色刷りの資料を御覧ください。

最初のページですが、総合主義と帰属主義の違いということで、左側が総合主義、先ほど座長からも御説明があったように、現在の国内法の体系になります。どのような体系かと申しますと、支店が日本で稼ぐ所得、青い円の国内事業所得ですが、この所得と、外国法人の本店が外国から日本で稼ぐ所得、赤い楕円ですが、この二つが国内源泉所得として、現在、日本での申告対象になっています。

右側は帰属主義です。先ほど座長からも御説明があったように、我が国の条約ないしは諸外国の典型例ですが、要するに支店が稼いでいる所得です。国内で稼いでいる青い円の所得とともに、橙色の六角形の所得、第三国で稼ぐ所得ですが、この支店が稼いでいる所得について、日本での申告をお願いするという事で、支店に帰属する所得に課税をするという考え方です。

これとともに、内部取引を本店と支店の間、先ほど座長からもご説明があったように、子会社並びでということで、本店と支店の間の内部取引も認識していくことになります。

第三国の所得を課税していくということですので、第三国でも課税をされる場合には、外国税額控除を行うという、三つの要素がここにあります。

2 ページ目を御覧ください。先ほど座長からも御説明のあったOECD承認アプローチ(AOA)は、どのような形で恒久的施設、支店を子会社と見立てるかについてです。

左側の下を御覧ください。現行の制度ですが、本支店間は法人格が同一ですので、受取利子や支払利子といった内部取引は認識せず、資本も存在しません。かつ内部取引についての文書作成等は不要です。

右側は帰属主義の場合で、子会社並びですので、本店・支店間の内部取引も認識をします。支払利子と書いてありますが、これは、子会社並びで考えるので、移転価格税制の適用もあります。

加えて、資本を擬制し、支店に配賦していきます。資本に比して過大な借入れがある場合には、その部分は損金不算入にするというような、過少資本税制並びの制度も入れます。このような取引は、内部取引に関する文書作成が必要になります。

このような見直しによって、3 ページ目のとおり、本支店間に発生し得る二重非課税、ないしは二重課税が減らされます。また、条約と国内法の整合性が図られます。この二つのメリットにより、さらなる投資交流の促進、それからもたらされる経済発展が期待されます。

○田近委員

以上の説明を基に、もう一つ、テクニカルなことをまとめた資料があります。

いただいた議論は、今、申し上げたような流れの中で、日本としても、当然、帰属主義を採用していかなければいけないということです。

それから、子会社としてもイコールフットィングで扱うところも重要です。

そのほか御意見も頂戴しましたが、今、申し上げたことが、司会をしている私には非常に重要なところだったと記憶しています。

そういうところで、帰属主義の採用に進みたいと思います。ただ、それに伴って、説明があったように、内部取引を認識させることで、そのための事務的な負担をどう考えるのか、それから、この改正によって、新しいタックス・プランニングが起きるのではないかについても指摘されました。

そういった点を踏まえて、改正に進んでいったらどうかということで、今、申し上げた意見も踏まえて、「国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し(案)」というものをまとめました。内容的には、今、申し上げたものを、できるだけ分かりやすく紙に落としたものです。

あとは、会長からお諮りになるかもしれませんが、国際課税DGとしては、提出した資料の案を取り、税調の報告書として、我が国の国際課税の政策に生かしていただき、政府では、早急に法改正に取り組んでいただきたいというのが趣旨です。

それから、インターネットの国境を越えた役務の課税について、これも既に財務省でテクニカルな実行のディスカッションは行っており、私が座長をしています。法律学者ではなく、エコノミストとして実態から考えていくのですが、なかなか大変な問

題だということが分かってきます。

問題の所在自体は、インターネットを通じて海外からコンテンツや様々なサービスを購入する。問題は購入する人もたくさんいると同時に、海外のサイトからサービスを提供する人は持っている。数だけではなく、購入するサイドも考えると、最終消費者、我々が音楽のコンテンツをダウンロードするときもあれば、事業者が中間的なサービスとして購入する。その場合、事業者の取引の中には、課税取引もあるし、非課税取引もある。

一方、コンテンツを提供するサイドは、アマゾンのKindleのような分かりやすいものならよいですが、ありとあらゆるものがあります。そのような組み合わせの中で、問題として、国内の利用者がインターネットを通じて、国境を越えた役務の提供を受けた場合に、国内業者が同じ役務の提供を受けたときには消費税がかかり、海外からはかからないというのは是正しなければいけません。

ところが、今、申し上げたような実態の中で、どう問題を解くかについて話すと、この時間が全部終わってしまいますから、大変です。大変ではあります、一つは、国外業者に日本で登録してもらうこと、あるいは日本の事業者に国外事業者にかかわって払ってもらうなど、方法は様々ですが、我々の議論としては、大変重要な問題です。消費税が来年から8パーセント、続いて10パーセントに上がっていく中で、時間的な猶予は許されないということが、委員の中の最大の共通認識です。遅きに失したというわけではありませんが、とにかく急がなければいけません。

ただ、現実的には、今、申し上げたような中で、完全なことはできません。問題なのは、何が完全で、何が不完全で、どこに穴があいているか、正直に言って読み切れず、時間軸的には、今、言ったような論点をこの春ぐらいまでに整理します。

それから、委員から、これで税がどれくらい漏れているのか数字も欲しいという話がありました。どのようなフレームワークで議論するのか、春を目指してテクニカルなこともさらに深めて、来年度、鋭意法制に向けて頑張っていきたいという状況です。

したがって、国境を越える役務については、今日の報告としては、現段階では取り得る選択肢が複数案出ました。そして、我々は、急がなければならない課題だという深い認識の下で、パーフェクトではないものの、ワーカブルな案をできるだけ早く出したいというのが御報告です。

BEPSに関しては、税源浸食と利益の移転ですが、これについては大きなテーマでもあるし、座長をしている私としては、とにかく帰属主義を一つ終わらせて、越境課税を進める中でインプットしていきたいと思います。

○中里会長

国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し案ですが、これは事務局からも御説明があったと思いますが、総会からのものとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。また、何かありましたら、これからも議論していきますので、また御意

見を頂戴できればと思います。

○田近委員

御意見等があれば、お寄せいただいで、それを我々も鋭意反映させていきたいと思
いますので、よろしく願ひします。

○中里会長

今の御報告について、御意見、質問などがあれば承りますが、いかがでしょうか。

○佐々木特別委員

帰属主義の話にしても様々だと思ひます。基本的には賛成ですが、帰属主義の話は、
みんなが同じベースで同じようにやっているときには、非常に良い仕組みになるので
すが、新興国との関係など、様々なところで矛盾が生ずるわけで、その部分をどの
ように外交的に修復していくかなども含めて考えていかないと、ただ帰属主義は良い
ですと言っても、立場が大分違ってくると思ひます。

なお、一般的には、もともと、国際課税そのものは、国内税制との絡みで、必ず対
称性が保たれるはずのないものだと思ひます。その隙間のところ、過度にタックス・
プランニングされない仕組みのところを、どのように補強していくかの基本的な方針
が、例えばOECDの中でも良いですし、プラス8か国の中で確実に話された上で、最終
的にバランスの取れたBEPS対策になれば良いと感じています。

○中里会長

田近委員、どうぞ。

○田近委員

今、佐々木特別委員が御指摘の点を最後に申し上げたつもりでした。これから法制
プロセスの中で新しい制度を作り、今の議論としては、二重課税、二重非課税はなお
下げましようとおっしゃるとおり、良いこと尽くめのように言っていますが、新し
い制度ができた途端に、今度は次のタックス・プランニングが起きるわけで、その点
については、参事官からの説明も求めながら進めていきたいと思ひます。

○中里会長

帰属主義については、御了解いただきました。国境を越えた役務取引に係る消費税
あるいはBEPSについては、引き続き御議論をお願いすることになると思ひます。

国際課税については、人や法人の国境を越えた動きが活発化する中で、個人、法人
に対する課税の適正化をどのように図っていくのか等、各税目とも大いに関連する
ところがあり、単純に区切って議論できるものではありませんので、幅広く御審議
いただけたらと考えています。

次に、マイナンバーDGについて、神野座長、よろしく願ひします。

○神野会長代理

それでは、マイナンバーDGの審議状況を御報告させていただきます。

私どもは、メンバーとして、現状及び検討課題を共有すべく、学び合っている段階

です。お手元の資料の総4-2「マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ報告」を御覧ください。

「1. 開催状況」及び「2. 議事内容」と記してあります。議事内容は、2回行いましたが、三つに弁別できると思います。

一つ目は、私ども税制調査会の井伊委員に御発表いただきました。

二つ目は、執行面での対応状況について、国税庁、総務省、厚生労働省、さらに地方公共団体として川崎市にヒアリングをしました。

三つ目ですが、これはマイナンバー制度に精通されている有識者の方々をお招きして、マイナンバーに関して、ICT社会の実現といった幅広い観点からのお話を伺い、税制面、税務執行面からの課題、社会保障等々の観点からの検討を含めて行った上で、さらに幅広い観点から、多角的及び立体的に議論を頂戴しました。

委員の方々からいただいた主な意見について、資料の2ページ「3. 主な意見等」にまとめています。大きく四つに分けて意見を紹介しています。

(1)では、マイナンバー制度の評価に関する意見等。(2)では、納税者の利便性向上に関する意見等。(3)では、マイナンバー制度による資産等の把握に関する意見等。(4)は、その他として、まとめました。

2ページ目に戻り、「3. 主な意見等」の「(1) マイナンバー制度の評価に関する意見」ですが、これはそこに紹介しているポツの意見を追っていただければ、読み取っていただければと思いますが、マイナンバーをしっかりと活用し、二番目の意見などには、IT・電子化を推進していき、行政・民間分野のコスト削減及び国民の利便性の向上を図っていくべきだとあります。

さらに下から二番目のポツで指摘されていますが、セキュリティーに配慮が必要だという意見が出ているかと思えます。

3ページ目の「(2) 納税者の利便性向上に関する意見等」ですが、納税者の利便性については、マイナンバーを導入するときに、一番上のポツを御覧いただくと、納税者の利便性を図ることが重要であること、例えば医療費控除などで、税務申告の際に添付資料の省略、さらには申告手続によって利便性の向上を図るべきだという意見が出ています。

「(3) マイナンバー制度による資産等の把握に関する意見等」では、総論、金融資産等の把握及び固定資産の把握の三つに分けてまとめています。

総論としては、社会保障給付及び負担の公平化を図る観点から、マイナンバーが付されないことになっている金融資産、さらには固定資産も、マイナンバーによって把握すべきという意見が多く出ていることが、お分かりいただけると思います。

金融資産の把握は、預金口座に番号を付すべきであるという意見が大勢だと了解しています。そして、預金口座への付番は、適正な課税や徴収という観点だけではなく、公平な社会保障料の負担や給付の適正化のためにも必要であるという意見や、マネー

ロンダリング対策や預金保険などの名寄せにも活用できるようにしていくべきだといった観点からの意見が出ています。

固定資産の把握は、複数の自治体に分散している固定資産を容易に把握できるような仕組みが必要だという意見です。

最後の（４）では、マイナンバーの活用方策として、医療分野にマイナンバーを導入していくことについての議論が熱心に展開されています。

今後のことですが、委員から出された意見は、冒頭に申し上げましたが、まだマイナンバーDGでは、現状認識について共有しながら、お互いこれから検討していく課題を学び合っている状況です。これから、これまでに出了された委員からの意見を踏まえて、引き続き、検討課題等々を絞りながら、進めていきたいと考えています。

○中里会長

今の御報告について、特段の御意見等がありますか。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員

今の神野座長の報告は、大変分かりやすく理解できました。

その上で、一つ質問といたしますか、意見ですが、確かにマイナンバーを使って行政の効率化、コストの削減を図る、この点は、皆さん意見が一致していますが、マイナンバーDGで、金融資産なり銀行預金の口座にも付番をするという意見が大勢を占めたという点、これは私も理想論としては賛成しますが、現実問題として、様々なハードルがあることも、一方で認識しなければいけないと思います。当面は、2016年にマイナンバーを混乱なく導入して、定着させる。また、国民の間で、マイナンバーは非常に便利なものであるという、利便性をしっかり認識していただいた段階で、次のステップをどうするのか。いきなり銀行口座、金融資産、固定資産までいくと、国民の理解・支持を得るのは、ハードルが高いという認識を持っています。

従いまして、今後さらに議論を続けるということですので、ぜひそこを詰めていきたいと思っています。

○神野会長代理

貴重な御意見として拝聴させていただくと同時に、例えば、金融機関など関連する方々のヒアリングをしているわけではありませんので、今後、マイナンバーDGで焦点をどこに当てるかを含めて検討させていただきます。

○中里会長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

資産の捕捉そのものは、いずれやらないといけないことは、十分に理解できますが、資産を捕捉する以前に、本当はフロー側の所得をしっかりと捕捉しないと、今はクロヨンなのか、トーゴーサンなのか分かりませんが、そのような問題がある中で、幾らや

っても、ストックがどこまで信用できるものができるかは、なかなか難しいと思います。だから、最初の資産のバイアスをどうするかによっては、次のステップでフローがちゃんと理解されていれば、そのストックはおかしいことになりますので、フローとストックと両方の面で、しっかり考えていくことがまずは必要だと思います。

もう一つは医療の話が出ていて、これは産業といいますか、そちら側からぜひお願いしたいのですが、今、日本の財政健全化に対して、いわゆる電子行政そのものの導入で3兆円程度は行政コストを下げられます。これは経団連の試算です。あと、医療や介護に番号制度を導入すると2兆8,000億ということで、約6兆円財政健全化に資することにもなりますし、ぜひ加速をしていただきたいと思います。

当初、税務以外は、平成30年度を目処にということでしたが、途中で廃案になるなど、少し延びているので、これから先、ロードマップの中でどう加速をしていくかを御検討いただくよう、所轄官庁でも調整していただけるとありがたいと思います。

○神野会長代理

御意見としてお伺いしておいて、私どもの議論でも十分に認識している問題です。ストックの付番を行うには、実際には難しい問題が種々あります。

それから、医療の問題は、私どもの使命からいうと、本来は税制にかかわる周辺分野として把握する話なので、どこまでこの問題について検討していくのかということも含めて、今後、絞っていければと思っています。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

社会保障・税一体改革の一連の流れの中で、マイナンバーが導入されたということですので、マイナンバーによって、資産の捕捉はもっときちんとするべきだと思います。消極的な意見があったような印象がありますが、待ったなしだと思います。生活保護、特に介護保険の補足給付に関しては、資産を勘案することをかなり明確に打ち出していますから、今の法律で把握するのは、なかなか難しいという問題はあるとはいえ、難しさをもって躊躇すべきではないと思います。

資産の捕捉をきちんとしなければ、低所得ということだけで、資産をたくさん持っているにもかかわらず、誤って給付をしてしまうことが起こってしまう。こういうことになれば、国民から理不尽だと思われる可能性が極めて高いと思います。ですから、難しいということで躊躇するのではなく、できるだけマイナンバーをもって資産の捕捉、特に金融資産について、捕捉をきちんに行うべきだと思います。

クロヨンの問題は、クロヨンの問題として、きちんと解決すべきですが、クロヨンの問題が解決したからといって、直ちに資産の捕捉がきちんとできるわけではないと思いますから、マイナンバーDGでも議論があったように、例えばマネーロンダリングの防止や、預金保険法の根拠、名寄せの義務付けをもって、金融資産は捕捉できると

思いますので、次なるチャンスにマイナンバーを活用すべきだと思います。

○中里会長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

クロヨンの問題は別にして、と言われると、もう一言ぐらい言わなければいけません。社会保障のところで、総報酬割など、健保のところでいろいろありますが、あのような話は、本来は捕捉率が公平なときにこそやる所得割だと思います。だから、そこをしっかりとすることは、まず確実にやらなければいけない。

それから、資産との問題は、ネガティブに言っているわけではなく、本当にフローとストックの問題の間で、最初にバイアスと言ったのは、最初に持っているストックのことを言っているのですが、そういうことをちゃんと捕捉した上で、次のフローで矛盾が出てくれば、それはそれなりに捕捉する仕方があるだろうと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、神野座長に先ほどお話をいただいた中で、他のところの利用は、ここでは言いますが、これは平成23年6月30日の政府・与党の社会保障改革会議の検討本部の決定で、平成30年度を目処にと言っていますので、先にこれが決まれば、後が加速されますので、よろしくお願いいたします。

○井伊委員

マイナンバーDGでもお話させていただきましたが、医療情報について、医療の診療情報と医療の支払情報は、議論の中で明確に区別すべきだと思います。

今回は医療の診療情報には番号を付けないことになりましたが、医療費控除のための資料は、国税庁に提出されるので、今回のマイナンバーが導入された後、医療の支払情報は、きちっと把握することが重要だと思います。

医療費控除は減税なので、国税庁はチェックするインセンティブがないという考えかもしれませんが、減税だからこそ、適切に医療費が支払われているのかどうか、チェックすることが必要だと思います。ここでは医療の診療情報と支払情報を明確に分けて議論した方が、分かりやすいと思います。

○神野会長代理

いずれにしても、小目的は違っていても、中目的か大目的では、御両者の意見は合っていると思いますので、さらにこれも委員からはグループで、混乱しないようにと御注意いただいたところです。その点を踏まえながら進めていきます。また、お三方には、マイナンバーDGの場でも御意見を頂戴できればと思います。

○中里会長

できれば、法人課税の議論の方により多くの時間を使いたいと思っていましたので、二つDGについて少し時間を使い過ぎたかもしれませんが、議論が盛り上がりましたので、よかったですと思います。ありがとうございました。

マイナンバーについては、納税者利便の向上に向けた具体的方策、社会保障分野における活用、預金口座への付番の是非等について、引き続き、神野座長の下で議論を行っていただきたいと思います。

それから、税務の実務面を考えますと、できることとできないことがありますので、余り大きな夢を語っても、何から何まで番号を振るといのは、そう簡単にいかない場合もあるかもしれないので、そこは執行面をよく考えて議論していくことが必要になるのではないかと思います。言うは易くということにならないように、しっかりと実態を見ながらと思っています。

それでは、引き続き、議題2の法人課税の在り方に関する議論に入りたいと思います。まず、財務省と総務省から、法人課税制度について御説明いただき、皆さんは様々な御意見があると思うので、大いに御発言いただきます。

富安税制第三課長、お願いいたします。

○富安税制第三課長

総4-3「財務省説明資料〔法人課税の在り方〕」という資料を御覧ください。

1 ページは、秋の与党税制改正大綱で、法人税の議論についてキックオフする時の資料です。下線を引いていますが、国際競争力、立地競争力の観点、3行目にあるように、産業構造、事業環境が変化する中で、雇用や国内投資につながっていくかという政策効果の観点、財政の健全化、財源確保という観点等々が述べられています。

2 ページです。国の法人税についておさらいさせていただくと、平成23年度までは30パーセントでした。それが、平成24年度から25.5パーセントに下がっています。

ただ、黄色い部分で、いわゆる復興特別法人税が法人税額の10パーセントかかっています。3年間の措置ですが、この動きについて、1年前倒しして廃止するかどうか、今、与党の税制調査会で議論しているところです。復興特別法人税がなくなると、国の法人税の基本税率が25.5パーセントになります。

3 ページは、主要国の法人税率の推移です。青色の太い線が日本の税率ですが、1998年、1999年辺りで6.5パーセントほど引き下げています。

4 ページは、国と地方を合わせた法人所得課税の実効税率です。日本のところに3本柱がありますが、復興法人特別税がない場合には、右側の35.64パーセントが実効税率になります。実効税率の在り方については、35.64パーセントについて御議論いただくこととなります。

また、国、地方を合わせると、1パーセント当たり約4,000億円の税収があります。

5 ページは、国と地方を合わせた法人所得課税の税収の対GDP比です。御覧いただくと、青い線が日本ですが、1988年、1989年辺りは大分突出しています。それと比べると、昨今では収れんしてきて、現在、GDP比は3.2パーセントです。

アメリカについて補足しますと、オレンジ色の線です。アメリカは2010年の2.7パーセントを3.4パーセントに伸ばしていますが、これはいわゆるS法人という類型、日本

では法人課税の対象になるものが、アメリカでは所得で配分された後の構成員課税ということで、個人所得税にかかっていますので、仮にその分が法人税だった場合ということで、GDP比に直して試算したものです。これが3.4パーセントになっています。

ドイツも同様に、人的会社は個人所得税になっていますが、これが仮に法人税だったとして試算し直して、右下の赤い字ですが、2.14パーセントと割り戻しています。御参考までに示しています。

6ページを御覧ください。いわゆる国民負担率です。これも既に御存じだと思いますので、ポイントを二つだけ申します。

日本のところに、二重四角が右側と左側二つあります。租税負担率22.1パーセントということで、この中では一番低い。税収が稼げていない状況で、法人課税はその中で一定の役割を担っている状況です。

日本の左側、所得課税11.4パーセントと書いています。先ほどアメリカやドイツの個人所得課税あるいは法人所得課税は、日本と若干違うと申し上げましたが、個人所得課税と法人所得課税を合わせたところの所得課税で御覧いただきますと、この国の中では一番低くなっています。

7ページは、法人税収の推移です。黄色い棒グラフが法人税収ですが、山が二つあります。昭和63年、平成元年ぐらいのバブルの頃と、リーマンショック前です。

それから、青い折れ線は企業のその年の当期の所得です。やはり山が二つあり、これを比較すると、リーマンショック前の方が、バブル前よりも所得としては多くなっています。しかし、税収はバブル前よりも下がっており、その要因は様々だと思いますが、例えば、赤い折れ線グラフが税率ですが、税率が、税収が下がっている要因の一つです。

もう一つの要因は、8ページです。いわゆる繰越欠損額が非常に溜まってきており、黄色く下向きのものがストックですが、バブルのころは、非常に少なかったのが、現在では70兆あるいは80兆オーダーで、繰越欠損金が溜まっていて、その年の所得を消す要素になります。上の棒グラフの青い部分ですが、10兆円ぐらいが、その年の所得から消されており、先ほど申した税率が下がってきている要因と、繰越欠損所得が控除されている要因で、税収が稼げていない状況です。

9ページは業種別の法人税額です。真ん中の円で、赤い右上半分、大体4分の1程度、26パーセントが製造業となっています。それ以外が74パーセントです。

1点申し上げますと、卸売業、小売業、銀行・信託業等々は、国内に需要があるので、基本的に国際競争という意味では、外で戦っているのは製造業だと思います。

これまでの与党の税調等では、投資減税や、研究開発減税といった製造業の付加価値を高める、あるいは生産性を上げる政策が採られてきたところ です。

10ページを御覧ください。新しい資料ですが、法人が税を負担する際、課税所得に対して税率があり、平成23年度は30パーセントかかるのですが、先ほど申し上げた繰

越欠損金がなかった場合、その年に稼いだ所得に対して、実際に払った税負担はどれぐらいになるかを試算したものです。

一番上の合計で御覧いただくと、21.3パーセントという数字が、繰越欠損金を引く前、その年に稼いだ所得に対する税負担の割合です。ちなみに、赤色が税額控除の割合、黄緑色の部分が、繰越欠損金によって実質的に税負担が下がっている割合です。

2段目が製造業ですが、赤い部分はマイナス2.4パーセントで、税額控除が効いてきているということです。4段目の医薬品では、赤い部分はマイナス6.9パーセントです。税額控除の中身は、研究開発税制による税額控除が多くなっています。

それから、設備投資をした場合、特別償却などがありますが、それは税額控除ではなく、所得計算のときに出てくる数字ですので、ここでは勘案できていません。そのような所得も含めると、赤い部分は若干大きくなってくると考えています。

11ページは利益計上法人が益金をどのように配分しているか、百分率で見たものです。法人税額が一番下の青色ですが、このウェイトは下がってきています。

それから、ピンク色はその他社会流出で、主に地方税の支払いになりますが、この部分も下がってきています。配当は増えています。社内留保の割合は、増えた後で、現在、少し上がって、下がって、横ばいという状況です。

12ページは、雇用者報酬の状況です。青い棒グラフが雇用者報酬ですが、雇用者報酬は全体として下がってきて、現在、横ばいという状況です。

13ページも一つの材料ですが、左、右、両方とも経済産業省の委託調査ですが、左側は日本を含めたアジア各国について、外国企業がどのような順位で見ているかです。平成21年度、23年度、日本のそれぞれの項目別の順位がありますが、若干上がってきています。

右側は日本のビジネス環境の強みと弱みということで、やはり経産省の平成24年の委託調査ですが、課税レベルは若干弱みの方に寄っています。その他、事業活動コストや、英語でのコミュニケーションの問題等があり、立地環境を考えると、総合的に課題を検討する必要があると考えています。

14ページは、企業の収益力の関係です。左側は日本と韓国の税務統計から、売上、税引き前利益等を見たもので、売上げを100とした場合、日本は税引き前利益が5.1パーセント、韓国は7.5パーセントで、韓国の方が利益率は高い状況です。

ちなみに、4段目の法人税額ですが、日本で1.4パーセント、韓国で1.1パーセントということで、売上げに対して1パーセント強という状況です。

右側は売上高営業利益率の国際比較ですが、日本がかなり低くなっている状況です。

15ページは課税ベースの問題です。平成23年度の法人税額の状況ですが、紫色の欠損金の繰越控除によって2兆円ほど減収となっています。

オレンジ色の部分は、租税特別措置法ですが、これで1兆円ぐらい減収になっています。うち一番大きいのは、先ほども税額控除の影響が大きいと申し上げた研究開発

税制で、これは平成23年度ですが、3,000億円強となっています。

16ページは、欠損法人の割合の国際比較です。真ん中の段が欠損法人の割合です。日本が約70パーセント、アメリカとイギリスが半分程度、ドイツと韓国は約3割となっています。

日本の70パーセントの内訳が、17ページです。三つに分かれています。青い部分が法人税を納付している法人です。緑色と赤色は法人税を納付していない法人ですが、このうち、繰越欠損金控除前に黒字であったものの、繰越欠損金の控除によって、税額がゼロになった法人が赤い部分の81万社で、30.3パーセントという状況です。

18ページを御覧ください。諸外国における課税ベースの拡大の取組みの紹介です。2011年のイギリスですが、大きな改革で、付加価値税の引上げと歳出削減を行って、リーマンショックから立ち返るといふことで、財政赤字を大幅に削減しています。その一方、法人税率について、下の方で青い矢印が上に向っていますが、法人税率の引下げ、減価償却の見直し等による課税ベースの拡大で、ネットの減収で、GDP比マイナス0.03パーセントの法人税改革をやっていきます。

一方、左側の一番下ですが、銀行税の導入といふことで、GDP比プラス0.08パーセントの増収の改革をしており、企業部門では全体としてネット増収になる中で、税率引下げの改革をしています。

19ページは、ドイツの改革です。左側のピンク色ですが、付加価値税率の引上げで、それ以外の税制改革も含めて、財政赤字を大幅に削減し、黄色い枠を御覧いただくと、2007年に財政黒字をGDP比0.2パーセント達成しています。その後で、2008年、企業税制改革をやっていきます。税率の引下げがGDP比でマイナス1.3パーセント、課税ベースの拡大がプラス1.1パーセントで、税率引下げの6分の5を課税ベースの拡大でカバーして、差し引きマイナス0.2パーセントで、ちょうど財政黒字と同じ数ですが、税制改革をやっていきます。

ちなみに、このときの課税ベースの拡大の取組みは、右下の参考にあります。定率償却制度の廃止、地方税である営業税の損金不算入、あるいは支払利息の一部損金算入制限等々です。

○中里会長

続けて、総務省の開出都道府県税課長、よろしく御願ひします。

○開出自治税務局都道府県税課長

地方法人課税について、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。地方税収と地方財政の状況です。左側に地方税収の円グラフがあり、右側が都道府県、左側が市町村といふことで記載しています。特に都道府県では、法人課税が税収の3割を占める基幹税になっている状況です。

右側が地方の財源不足の状況で、13.3兆に及ぶ巨額の財源不足が続いている厳しい状況です。

2 ページは、法人関係税収の国・地方の配分です。国税の34パーセントが地方交付税の原資に充てられています。これと右側の地方税は、6.6兆円あります。合計すると、全体の約6割が地方に配分されています。

税率を議論する際には、地方法人課税の税率の議論とともに、国税の法人税の税率を引き下げの場合の交付税に対する影響について、関連した議論が必要だと思います。

3 ページが法人課税の概要で、地方法人二税といわれる法人住民税と法人事業税があります。法人住民税は都道府県、市町村が課税し、地域社会の費用を地域社会の構成員である法人にも御負担いただくという応能的な性格が強い税とされています。法人事業税は、法人が事業活動を行う際に、行政サービスを受ける経費を負担していただくという応益的な性格が強い税と整理されています。

法人事業税の中の資本金1億円超の法人に対して、平成16年から外形標準課税が導入されており、付加価値割、資本割が導入されています。

4 ページが外形標準課税の実績です。左側に対象法人数がありますが、全法人246万社の内、約1パーセントの2.5万社が外形対象法人で、利益法人、欠損法人の比率が約半々になっています。右側が外形の比率ですが、全体の約3割が外形標準課税に移行している状況です。

5 ページは各国の比較で、日本は、地方税の比率が相対的に高くなっています。

その関連で6 ページは、各国の一般政府支出のGDP比と税収の比率を示したもので、日本が真ん中から少し上にあります。

例えばカナダとかドイツとか、政府支出の比率が高い国においては、地方税収のGDP比も高くなっており、少し色の濃い部分ですが、法人所得課税も一定のウェイトを占めているという状況を示したものです。

7 ページは、同様に国際比較です。地方の財政規模が大きい国、ドイツやカナダでは、地方の実効税率が、ドイツは14パーセント、カナダは11パーセント等の数字と、相対的に高い状況になっています。

8 ページ、9 ページは省略させていただきます。

10 ページですが、地方法人課税をめぐっては、地域間の税源の偏在が問題になっています。その状況ですが、一番左側が地方税トータルで見た、各県の人口1人当たりの最大・最小値を示したもので、一番下に2.5倍という数値があります。地方法人二税は真ん中にあり、最大・最小は5.3倍と、偏在度が一番高くなっています。ちなみに、地方消費税は、右から二番目で、1.8倍と、比較的偏在度が低い税目です。

この問題に関して、11 ページは、神野会長代理に会長を務めていただいている地方財政審議会でも検討を行っていただいた報告書です。基本的な認識について、下から二番目の丸ですが、地方法人課税は、今後も引き続き重要な役割を担うということです。

その下の丸です。地方法人所得課税の内、法人住民税法人税割は、都道府県、市町村ともに、一部を国税化して、交付税原資化することが適当ではないか。法人事業税

所得割は、外形標準課税の拡充を目指すべきという方向を示していただいています。

12ページですが、現下の状況を踏まえた具体的な見直しの方策です。一番上の丸にあります。今回、国、地方を通じて、地方消費税率が引き上げられるので、団体間の財政力格差が拡大することを踏まえ、三番目の丸ですが、先ほどの法人住民税法人税割の一部は、交付税原資化を図ることを検討すべきということです。

一番下ですが、平成20年から、偏在是正の観点から、法人事業税に導入された地方法人特別税・譲与税制度は、廃止の上、事業税に復元することを基本に検討すべきという報告をいただいています。これは平成26年度の税制改革において、主要な見直し項目の一つとして、与党で議論が進められているところです。

○中里会長

それでは、これから法人課税に関する意見交換に移りたいと思います。時間が限られており、できるだけ多くの方の御意見をお聞きしたいので、手短に。御協力をよろしくお願いします。

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

法人税は、我々には馴染みがあるといいますか、これから先の競争力も含めて影響があるものだと思います。財務省資料の4ページにあるように、法人実効税率で見ると、我々が競争している中国や韓国などを見て、何とかしなければならないというのは、御理解いただけるとは思いますが、今回、復興特別法人税の話もあって、なかなか難しい。消費税との兼ね合いもあり、議論として難しいのですが、日本の産業競争力を上げていくためには、相応に実効税率は下げていかなければいけない、これは御理解いただけるとは思いますが。復興特別法人税の後、すぐにやってくれと言いたいのですが、それはそれとして、将来どのようなところまで何をすべきかという道筋を示すロードマップのようなものを、今度はお示しいただかないといけないと思います。

それから、税金を下げていくという議論の中では、どうしても課税ベースを増やそうという話になるわけで、ここの議論も、先ほど一部御紹介がありましたが、諸外国の法人税改革では、基本的にはネット減税なのです。一部タイミングも含めて、ネット増税のところもあるかとは思いますが、最終的にそのようなところはきちんとネット減税となるようにしない限り意味がないので、ぜひお願いしたいと思います。

日本の課税ベースは、諸外国と比べて狭いことは決してないと思っています。

それから、税率のこともあって、法人税がそれほど多く取れていないという御議論もあると思いますが、そうは言いながら、平成22年度に8兆9,000億だったものが、24年度に9兆8,000億になって、今年度はアベノミクスの効果もあり、多分10兆4,000億ぐらいになるのです。伸びていくものを取れるからといって取ってしまうと、その伸びが落ちますので、その点は実質的な税負担の軽減という形も含めて、産業競争力に資する法人税の在り方をお願いしたいと思います。

○中里会長

田近委員、どうぞ。

○田近委員

財務省と総務省に報告をいただきましたが、法人税を考えるときに、まさに二つの報告がパラレルにあるのではなく、これをオールジャパンでどう考えるかが、最初の敷居だと思います。我が省は、という話で、今の日本の政策、デフレ脱却が実現できるとは思えないということを前置きにします。どう考えようが、私の頭にあるファクトとして申し上げますが、日本の平均実効税率が約35パーセントで、国が25パーセント、地方が10パーセントというのは事実です。

先週、たまたまアメリカのワシントンに行って、法人税の話も聞いてきましたが、世界一高い法人税というのを彼らは非常に気にしていて、連邦の法人税がアメリカは35パーセントぐらいで、それを25パーセントにどう下げるのか。日本のように簡単ではなく、様々な意見があるので、なかなか進まないのですが、国際的な法人税の議論は、25パーセントぐらいに向けて、どのように国の環境を整えていくのかということです。そうすると、明らかに日本の場合、地方の10パーセントはオールジャパンです。ここは地方で考えなさいというのではなく、オールジャパンで10パーセントをどう考えていくのかが、要の問題の一つだと思います。

それから、今日の資料は、言葉は悪いのですが、酸素が足りないというか、もっと敷居をまず広げるべきだということと、国際課税について何も書かれていないのはなぜなのだろうと。先ほど帰属主義の話をしました。2009年に日本は海外子会社から送金される配当の95パーセントを日本で課税しないことにしました。国内の法人税率は、そのとき40パーセントでしたが、その時に海外子会社からの配当の95パーセントを課税しないのは、国際的にとても斬新で、考えられないほど大胆なことをしています。その結果、何が起きたかということ、海外から資本は日本に来やすくなったと同時に、何と云っても、日本の企業が海外に出て行く環境をより整えました。それは決して悪いとは思わないのですが、その事実は押さえていくべきだと思います。

そのようなコンテキストで考えると、我々の資本がどんどん出て行った結果、帰着はやはり労働者の賃金にいく。そして、先ほどの財務省資料の表で、非常に興味深かったのは、日本で税を払っている業種は、もはや製造業が親分ではないのです。国内が払っています。国内が払っているところは、税率と関係ないというのは、そうでしょうか。つまり高い税率が回り回って、結局は日本の労働者に帰着しているのだという視点が非常に大切です。したがって、なぜ一律の税率引下げが重要かということ、製造業以外のところを下げたい。そのためには一律なのだろうと思います。

酸欠の部分を申し上げますと、法人税で考えているので、先ほど技術的などころで、S法人というものが出てきましたが、法人段階の所得が配当、キャピタルゲインになるところまで考えないといけけないので、配当、キャピタルゲイン課税をどう考えるか

というのも当然必要だと思います。

申し上げたかったのは、日本はこれから力を振り絞ってデフレ脱却をしていきます。このときに、税調では2枚のペーパーを比べるのではなく、これが一つのペーパーになるように考えていく。現実的には、地方の10パーセントをオールジャパンでどう考えていくのか広い視点が重要ですし、税負担は、単に製造業を考えるわけではなく、まさにオールジャパンで考えなければいけません。そのときに、国際課税で非常に大きな改革をしているということは、踏まえなければいけません。

第3点は、法人の所得だけで頭が一杯になるのではなく、配当、キャピタルゲインまで含めて考えなければいけないということで、多岐の論点をどう整理するかです。しつこいようですが、この場でオールジャパンの視点で議論したいと思っています。

○中里会長

上西特別委員、どうぞ。

○上西特別委員

全く同意見で、とりわけ法人税課税のときは法人税固有の話に帰着しやすいのですが、地方税と同時に議論しなければなりません。特に地方公共団体の税収は、偏在性のほか、法人課税に頼ると景気の変動によって非常に左右されやすいので、立場上、残念ながら付けますが、外形標準課税等の拡大・拡充、そしてその適切な範囲も併せて議論をせざるを得ない時期に来ているのではないかと思います。

また、御説明にあったように、繰越欠損金控除前の所得が伸びているにも関わらず、法人税収が上がらない理由の一つは、繰越欠損金が相当溜まってきていること、租税特別措置法も、これは必要であるからやっているわけですが、その影響も出ています。税率の引下げと課税ベースの拡大は同時に行うべきであると思うのですが、果たしてトレードオフの関係が税も成り立ち得るのかと思います。

もはや法人税だけの中でのトレードオフ、税収増と減を成り立たせるのではなく、他税目、とりわけ所得税の比率が諸外国から見て低い中、所得税も、これも非常に言いにくいのですが、政策目的として、必要であれば、人的控除をはじめ諸控除の見直し、そして従前から言われている給与所得控除のいわゆる概算部分が実額と比べて相当突出していることも、縮減の方向で見直し提言を考えないと、法人税だけではもう無理だと実務感覚からしても思っています。所得税も、法人税課税改革の両輪ですので、併せて御議論いただきたいと思っています。

○中里会長

どうぞ、富山特別委員。

○富山特別委員

今の話に脈絡が通じる場所がありますが、財務省資料の8ページ目の90年代から約20年にわたって6割以上の法人が税金を納めていないということですが、これはどう考えても異常で、かつ、この間、それほど倒産はないのです。これはどうなってい

るのかと。さっき佐々木特別委員が言われたように、日本の課税ベースは広く、もともとそれほど変わらないのだとすれば、これは、要はごまかしているか、捕捉していないか、課税ベースが狭いか、それ以外に、何か分かりませんが、様々なお金が給付で出ているのか、要はタックスイーターになっているかでないと、これはどう考えても説明が付かない。諸外国と比べても、リーマンショック後のアメリカでも日本よりはきちんと税金を払っている会社が多く、この状況はどう考えても異常だと思います。そうすると、ここに明らかな病巣があるのです。

また、田近座長の御議論にあった9ページ目ですが、今回のアベノミクスで言うと、ちょうど70パーセント強が製造業以外です。7は結構キー数字で、実は、中小企業で働いている人も多分7割ぐらいで、第3次産業の雇用も大体7割なのです。日本の全体的な経済動向、産業動向、人口動態等を考えたときに、基本的に今後雇用を吸収していくのは、どう考えてもこの7割です。これもある意味では知られているとおりで、グローバル製造業が成長したからといって、そう簡単にそこからトリクルダウンしないことも過去の世界の事例で証明済みで、この7割の中でどう生産性、賃金を高め、かつ、きちんと税金を取っていくかが今後の持続的成長の鍵になるのです。少なくとも過去の仕組みでは、この領域で、ある意味では、税金が全く払われておらず、多分、大多数がこの7割でしょう。先ほど言っていた税金を払っていない人たちの大半は中小企業掛けるサービス業掛ける地域企業でしょう。私はそのような会社相手の仕事をしているので、よく実態は分かっているのですが、要は、この領域は本当に新陳代謝が進んでいないし、かつ経営者のクオリティにかなりばらつきがある。その割に税金を払わなくても良い仕組みがいっぱいあるので、税金を払っていないし、かつ低賃金。挙げ句の果てに、誰が働いているかといったら、日本人ではなかったりするのです。

そのような世界が現実に展開されているので、やはりこの議論は、そこにメスが入るような体系の議論をすべきです。基本を申し上げると、確かに実効税率レベルで下げていくのは、租税回避の動機を失わせる、あるいは国際的なシグナリングとしてそれなりに有効だと思います。ただ一方で、多くの法人、60パーセント、70パーセントの法人が払っていないのはおかしくて、やはり半分以上の法人は税金を払うような仕組みにしていくのが基本だと思います。それは課税ベースを広げることなのか、外形的なものにするのか、あるいはマイナンバーなどの捕捉の問題かもしれません。そこは体系的にセットにして、かつ付加価値税の問題と所得の問題とセットで議論しないと、ゆがんだ議論になると思います。

○田中特別委員

私も、中小企業の話をここでしてこいと言われていまして、少し時間をください。

まず、中小企業と一概に言いますが、個々の企業ではなく、全体で中小企業政策を考えるべきだと思います。雇用の7割を中小企業が負っています。それから、支払う賃金の所得税は企業全体の5割です。消費税も5割、付加価値額275兆円の5割を負っ

ている。この塊をどうするかという議論が一つ、大事だと思います。中小企業は7割赤字で、税金も払っていないと言いますが、2期連続赤字はその半分程度です。ですから、安定した収入はないが、何とか雇用を賄っていると思います。

それから、先ほど言っていた公租公課も、実際に付加価値配分率の4パーセントの租税は大企業と同じです。応分に払っていることは、数字からも明らかです。しかし、中小企業の生産性が悪いのはそのとおりです。労働分配率が8割にも及んでいて、平均給与も低いのが現状ですし、利益も少ないのが現状です。何とかしなければいけないのですが、いたずらに税収の対象として考えて何とかしようというのではなく、雇用や地方の産業を支えていることなど、全部を引くくめたことを考えなければいけないと思います。

このような状況の中で、アベノミクスで景気が上向いてきたといっても、中小企業はというと、電力料金は15パーセントも値上がりし、資材は高騰しています。社会保険料の負担も増加していますし、余り良い環境にないのです。そのような環境の中で消費税を値上げする。それから、高齢者雇用を推進しなければならないという問題もあります。大企業がそういうことを進めていけば、内製化してしまって外注の部分が減ってしまうというのが現状です。このようなものをどう考えるかが大事だと思います。

そのときに、一つの考え方は、20パーセントまで法人課税を下げることは一つの目標だと思うのです。新陳代謝も全部含めたバランスを考えながら、何とかこの中小企業の塊をどう維持していくのか、ぜひ考えていただきたいと思います。もちろん、収益率を高めたり、平均給与を確保したり、起業を促進したりすることは大事です。現状で維持して、現状のまま大事にしろとは言いませんが、やはりここを何とかすることが、経済政策として大事だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○中里会長

新浪特別委員、それから、梅澤特別委員、よろしくお願ひします。

○新浪特別委員

私も法人税は実効税率を下げていかなければいけないのは議論する余地もないと思っています。問題は、課税ベースをどう拡大するかだと思います。そのときに、今までと社会構造が変わってきて、富山特別委員が言われるように、新しい産業ができてくるのはまさにサービス業になっていくと思うのですが、今、一番やらなければいけないことは、消費税を中心に、いわゆる課税ベースは広がるわけで、その中で、やはりお金を使ってもらうのが非常に大切なことで、課題を解決するための課税ベースの在り方を考える必要があると思います。

課題というのは、1960年代、70年代と違って、今やらなければいけないのは、お金を使う環境が税制の中でどう生かされてくるかが、いわゆる課税ベースの在り方を考える際の重要な視点になっていくと思います。そのときに、やはり考え直さなければ

いけないのは、過去に産業政策上やったような課題ベースのことは全部見直さなければいけないと思います。まさに富山特別委員が言われたように、正直申し上げて、製造業云々ではなく、サービス業、新しい産業を作るところ、新しい事業を作るところに着目していかなければいけません。それはまさに我々のようなサービス業がこれから雇用を生んでいき、雇用を生む中で、お金をお客さんたちが使い、そこから消費税を取っていくと、このような構造になっていくと思います。

課税ベースの中で考えなければいけないのは、お金を使ってもらおうという中では、今、御検討いただいているのですが、この間も申し上げた103万円や、130万円の壁、女性が働くのはサービス産業が非常に多くなってくると思います。ただし、今、申し上げていることは、第3の矢と一緒にコワークしなければならないことであり、税制だけの問題ではありません。ここはやらなければいけないと思います。

また、2020年にオリンピック・パラリンピックを迎えるに当たり、例えば、バリアフリーのインフラをどのように作っていくかなど、先々に向けて日本がどのような国なり、姿かという、目指す像と税制が一緒になって課税ベースを考えていかなければいけません。例えば、バリアフリーにしていくのであれば、それに対する課税ベースの在り方、どう在りたいのかがなくては、課税ベースの在り方は決められないでしょう。しかし、まさにパラリンピックも成功させなければいけない。また、オリンピックを成功させるためには、アスリートやパラリンピアンを育てて、彼らの課題も解決しなければいけない。このように、今、課税ベースというのは、国が目指すものと連動させていかなければいけないということであり、そしてまたお金を使ってもらう、特に企業に使ってもらうことが前提にあるような課税ベースを検討していかなければいけないと思います。

また、何度も競争力会議で言っていることで、いつも麻生大臣にそうだなと言われて笑われることですが、大企業の交際費についても、夜の世界が楽しくない経済は決して良い経済ではなく、やはりお金を使うことの楽しみができるようなことをやっていかなければいけません。しかし、そのときに必ず考えなければいけないのは、課税ベースのところで、何年の期限を切ってというように追い込んで、消費を喚起していくことが重要です。今だからチャンスがあるというのが「マーケティング」なのですが、そういったこともやっていくべきです。これらの税制に関する政策のパッケージを、今、日本がしっかりと問題意識を持って、やらなければいけない。しかし、2020年に競争力の様々なベンチマークを置いてあるのですが、それとコワークした、課税ベースとしていかなければいけないだろうと思います。

とりわけ私が申し上げたいのは、女性が参画していく社会に合った課税ベースの在り方や、オリンピック・パラリンピックを迎える中で、1960年などに創設されたような古い産業振興のための税制優遇といったものを全部見直すことなど、今しかできない検討をぜひやっていただきたい。そして、中小企業の新陳代謝の問題についても、

私は外形標準課税などで中小企業のリシャッフルを行っていくことは必要だと思えます。ただ潰せ、潰さないではなく、開業率を増やすことも大切で、これも第3の矢と一緒にやらなければいけないことで、規制改革を中心として、新しい企業、中小企業が生まれ、そして成熟したものは去っていくことも併せて、いわゆる税のベースをどう考えていくか、ぜひ検討していかなければいけないと思えます。

○中里会長

梅澤特別委員、そして吉川（萬）委員、そして山田特別委員、それから、諸富特別委員。その順番でお願いします。

○梅澤特別委員

今、議論になっていたことに関連してですが、私から2点あります。

一点目は、これは両論あるようですが、やはり課税ベースの拡大は不可欠だと思います。何人かの委員が言われたように、企業の新陳代謝を高めます。したがって、開業率と廃業率、両方ともより高い経済を目指すのが、まさにアベノミクスの一つのテーマだと思いますし、それは日本経済の活性化の上で正しい方向性だと思います。

それと関連して、恐らく企業税制の簡素化を基本原則として持つべきです。タックスコードが複雑化すればするほど、既得権益を守る税制になります。新しい企業、新しい産業、あるいは外資系企業、このようなところを日本に呼び込んでくる、あるいは開業を促進する経済にならなければ、恐らく長期的に日本の潜在成長率を高めることはできない。そのためには、法人税率、表面税率を引き下げることは重要なので、それをどこで取り返すかとなったときに、課税ベースを広げる、あるいは簡素化を通じて戻し過ぎている税金、流出を防ぐことが重要だというのが一点目です。

二点目、先ほど所得税の議論がありました。私も全くそのとおりでと思います。それに関連して少し補足をしますが、所得税を全体として引き上げることが恐らく法人減税とセットで必要になると思います。しかしながら、所得税の今のブラケット、スロープの在り方を見直さないことには、最高税率を上げるという世論受けの良い方向に走りがちで、これは金額的には極めて微々たるものにしかならないのですが、世論に受けるために所得税を上げた形になります。これは、せっかく法人税の表面税率を引き下げて外資系企業を呼び込みましようと言っていることの逆効果です。

外資系企業の多く、特に最も所得が高いと言われている投資銀行など、あるいは投資ファンドの方々は、法人税率も気にしますが、所得税率の最高税率を大変気にしています。これが高いところには住みたくないのが海外のエクスパッドの共通認識です。したがって、産業政策として、日本に外資系企業を呼び込み、かなり付加価値が大きいと言われている、例えば、金融産業、あるいは金融市場の発展を図ることを考えるのであれば、これは法人税率とセットで所得税率のひずみも見直すべきだと思います。これをやらなければ、逆に余り大きな効果は期待できないかもしれないという論点があると考えています。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、吉川（萬）特別委員、山田特別委員、諸富特別委員、そして大田委員、諏訪特別委員の順番でお願いします。

○吉川（萬）特別委員

私は素人ですので、非常に難しい問題ですが、例えば、財務省資料の17ページで、繰越欠損金の控除により所得がゼロとなった法人がこれほどたくさんあるにも関わらず、皆さん正常に暮らしているのが、非常に不思議な気がしました。ということは、先ほどから出ているように、これまでの様々な制度が本当に現状に合っているのかを洗い直していただきたいと思います。時間がかかるかもしれませんが、一般の私たちにも分かるように説明をいただいて、納得できれば、それはそれで議論ができると思いますが、今のままでは私たちには分かりませんので、説明等していただくということ。例えば、私も最近、ある企業に、非常に儲かっているようですねと言うと、今年は儲かっているが、連結で言うと儲かっていないと言われて、何となく、言葉として悪いのですが、ズルをする部分があるのではないかと、素人の一消費者としてそのように思います。そう思わなくてよい制度に見直してほしいということが一番基本です。

それと、非常にミクロな問題ですが、財務省資料の2ページに法人実効税率引下げと復興特別法人税について挙げられていますが、様々な人に聞くと、一般の人には復興特別所得税が引き続き課税されるのに、もう復興ができたのならともかく、できていないのに、なぜ法人税だけを廃止にするのか、どうしても皆さん納得できないということです。これはある意味、私たちも、東北の人たちへの応援のつもりで納得したというのか、仕方がないと思っている部分があるので、まだ復興も終わっていないのに、復興特別法人税のみが3年から2年になることは、やはり納得できかねますし、応援にはならず、かえって逆なでするような形にならないかと思います。私はこれについては反対ですということをおっしゃっていただきます。

○中里会長

山田特別委員、諸富特別委員、大田委員、そして諏訪特別委員、お願いします。では、土居委員と佐々木特別委員もお願いします。

○山田特別委員

たくさんのお意見と重なりますので、一点に絞らせていただきます。繰越欠損金の問題ですが、吉川（萬）特別委員と全く逆の話をさせていただきます。

繰越欠損金の控除の原資は赤字で、その大部分が過去に税引き後利益を蓄えて、一部配当しますが、蓄えた部分までの復元、それを復元させる会計的な行為なのです。即ち、蓄えてあった純資産を当期の赤字が食い潰してしまった、その分について元々蓄えていた税引き後利益までの復元については税金の対象にしない、という制度であり、ある意味当然の制度と言え、ズルでも何でもないので、この資料を見ると、

繰越欠損金の控除が法人税収を少なくしている最大の元凶であり問題であると考えてしまうので、気になります。今日は時間がありませんので、以上にします。

○中里会長

過去に払い過ぎているからということですね。

では、諸富特別委員、どうぞ。

○諸富特別委員

各委員が既に指摘されたように、課税ベースを広げることについて、大幅に合意があると思いましたが。ただ、その中で、租税特別措置法が議論の対象になっていますが、租税特別措置法に関しては租特透明化法が既にできているはずで、たしか前政権の時にそれができて、恐らく定期的にそれを見直す仕組みができています。事務局にお尋ねしたいのは、日本の場合、租特が、かつて高度成長期のころに設けられたものがきちんと精査されずに、そして効果も検証されないまま、ずっと根雪のように溜まってきている。さらに新しい租特がどんどん積み上がってきている状態になっていると思うのです。ですので、その租特は、かつてあるものが、本当に効果があるのかについて定期的に検証して、改廃を税調としてやはり提言をしていくべきではないか。それについて、産業構造も変わってきていますので、全体として課税ベースを伸ばして税率を下げることは、全産業に利益ですし、産業によっては、租特で非常に恩恵を被っている産業はマイナスになるかもしれないのですが、総体として日本の産業自体が、産業セクターごとの負担の公平性を考えていくなれば、租特の見直しの仕組みについて、きちんと整えるべきではないかと思えます。

それから、地方法人課税について、引下げをためらうべきではないという議論がありました。仮にそうなった場合に、法人について、外形標準課税をどうするのかについて、本格的な議論をせざるを得ないと思えます。総務省資料の4ページを見ても、外形標準課税の実績で、欠損法人に対して1.2万社、0.5パーセントに当たるものが課税されている。これは、本来、所得のみが課税ベースであればかけられないのですが、地方法人課税が地方の公共サービスに対する対価としての意味を持っているのであれば、やはり、赤字か黒字かに関係なく、サービスに対する対価として、納めるべき税金としての色彩を地方法人課税は強めていく方向性が一つ考えられると思えます。

最後に全体として、法人で稼いでもらって、個人の方でしっかり課税する方向に税制が向かうのであれば、個人所得課税のところで、資本所得課税を法人課税との関係でどのように考えるか。既に田近委員がしっかり御指摘になったところですが、やはりそれを考えざるを得ないと思えます。日本の場合には、これまで法人税が40パーセントで、実は、ごく最近まで、資本所得課税、配当や利子に対する課税は特別に10パーセントという極めて低い税率で課されていたものですから、余りにも差があったのです。北欧などの二元的所得税という税体系では、法人税率と資本所得課税の税率を大体25から30パーセントで合わせるようにしています。そうすることで、実物に投資

をしようが、金融に投資をしようが、そのリターンに対しては同じ課税をするという形で揃えてきています。法人税が今、35パーセントという議論になってきていて、さらに30パーセントと、このような議論になってくると、日本でも法人税率と個人の資本所得税率を合わせていくことが展望に入ってくると思います。こういった方向も議論し、個人所得課税における資本所得課税の強化、税率の引上げを私は念頭に置いていますが、考えるべきではないかと考えます。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

吉川（萬）特別委員が言われた、まだ震災復興は終わっていないではないかという気持ちはよく分かりますが、震災と原発事故で立地競争力が落ちているだけに、復興増税は、やはり1年前倒しで廃止すべきだと思いますし、法人税率の一段の引下げが重要だと思います。その財源は、法人税だけではなく、税制全体で作っていく必要があると思います。その上で簡単に3点申し上げます。

1つは、課税ベースの拡大が財源のためだけでなく、法人税の透明性、公平性、ニュートラルな税にする観点から極めて重要だということは梅澤特別委員が言われたとおりです。旧来の産業の既得権益になっている制度を廃止してニュートラルにすることが新陳代謝を生みますし、新しい成長分野を作っていくことにつながると思います。

二点目、欠損法人の高さの一つの理由は、やはり個人事業形態よりも法人形態が有利になっている法人成りにあると思うのです。給与を法人税では経費にした上で、個人所得税から給与所得控除を引いてしまう。したがって、一人オーナー会社というか、個人事業主の場合に、法人で経費扱いにした給与は給与所得控除の対象にしないというくらいはすぐに行うべきだと思います。ただ、それだけでは説明できないほど比率が高いので、富山特別委員が言われたように、国際比較を含めて、どこに原因があるのかを、この際、根本から洗い直す必要があると思います。

三番目に法定税率、日本で言う法人実効税率を引き下げるためには、地方法人所得課税の引下げが不可欠です。応益課税の観点から言えば、住民税の均等割、固定資産税をしっかりとかけていくことが必要で、投票権のない法人に重い負担をかけるのはおかしいと思います。

この観点から言うと、神野委員が座長をされているので恐縮ですが、法人住民税の一部を国税化して再分配するのは、地方分権の観点から見ても、法人課税の在り方からしても、ますます訳の分からない制度になっていく、少しおかしな措置だと思います。まずは国と地方の法人課税の在り方をしっかりと議論することが先決だと思います。

○中里会長

諏訪特別委員、お願いします。

○諏訪特別委員

現場の声という形でお話しさせていただきます。皆さん御指摘のとおりだと私も思います。小規模企業は、中小企業もそうですが、皆さんが思っているほど、利益といっても大企業ほどに利益はありません。その中で、この法人税はかなり負担が大きくて、サービス業も製造業もそうですが、成長していくためにはやはり投資が必要なのです。では、どうやっていくのかというと、やはり借入れを起こしてやっていかなければいけないのが現状です。これが負担になっているので、法人税引下げをお願いしたい。あと、新浪特別委員からも出たとおり、女性の起業を促進していかなければいけないのですが、では女性が借入れを起こす際にどうなるかということ、まだ日本の社会は、女性に対して信用が非常に低いのです。投資するからという形で簡単にお金を貸してくれるかということ、そういうわけでもない。新陳代謝をよくするためには、法人税引下げを行って、小規模、中規模、大規模というような形で、その規模に合わせた税制を組んでいただきたいと思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

まず、今日は法人課税の在り方という議題ですが、その議題に入る前に、議論の障害になっていることを少し申し上げます。

まず、法人課税が、先ほど事務局の御説明がありましたように、それなりのシェアを占めているがゆえに、私はtoo big to failと言っていますが、財政面から、税収が大き過ぎてなかなか無くせないという、法人課税が税収に占めているウェイトが大きいがゆえに、そもそも税制としてどうあるべきかという議論、なかなか正論に入れないう状況にあることから、その障害を取り除くべきではないかと思うのです。too big to failだと。つまり、法人減税を行うなら、代替財源をどうするのだという話に必ずなるわけで、もちろん財政健全化はとても大事ですが、法人課税の在り方がそこと連動してしまうことは極めて残念な状況だと思います。

それから、もう一つは、かつての政府税調でも申し上げましたが、法人実在説に立つとまともな議論ができません。誰が法人税を負担しているかは、法人擬制説に立つことがまず大事です。つまり、法人という怪物がいて、その怪物が負担をして、消費者などは法人税の負担から免れられているのは大間違いであって、間接的には労働者、それから、株主などにそれぞれの負担が及んでいることを前提にして法人税を議論すべきで、法人税で取れば消費者は税負担から免れられているという考えを一掃すべきだと思います。

その二つが法人課税の在り方を正面から議論するところで非常に大きな障害になっている。これは少なくとも政府税制調査会では、取り除いた上できちんと議論をするべきだと思います。

特に、各委員からも議論がありました。地方法人課税の問題は大きな問題として、きちんと正面から向き合うべきだと思います。先ほど、国際的に見ても、地方にも法人課税があると言われましたが、それはほとんど連邦制国家であり、単一性国家では、日本ほど地方で法人課税をしている国はないことをはっきり言うべきだと思います。

それから、法人課税のもう一つの問題は、ぬえ的なものであると。つまり、労働所得と資本所得のそれぞれに結果的には負担を求めています。事前には、法人税率という税率では、どちらの所得に負担を求めるかをあらかじめ決めていない形になっているわけで、田近委員が言われたように、配当やキャピタルゲインにかけるのであれば、それは個人所得課税のところできちんと税率を定めて、どれだけ負担を求めるかが明示的になるのですが、法人課税で求めた場合には、どれだけを資本所得に負担を求め、どれだけを労働所得に負担を求め、事前には定めない形でかかっています。逆に言えば、そこからまさに国際課税DGでも議論されたように、租税負担から逃れられる方が逃れられて、逃れられない方に法人課税の負担が及ぶという形の経済活動のゆがみがあります。まさに租税原則の一つである中立の原則に反するようなことが起こっていることが指摘できます。

それから、もう一つは、繰越欠損金の問題は非常に大きな問題で、極端に言えば、繰越欠損金が解消されるほどに企業が利益を上げていただければ、やがてその問題は解決できます。つまり、今は7割強が欠損法人で、欠損法人が多いのに、法人税などを減税しても効果はないという話もありますが、繰越欠損金がなくなって黒字を出す企業が出てくれば、まさに利益計上法人の予備軍のようなものになるのであり、その意味では効果も出てきます。繰越欠損金は、決して悪なものではなく、単年度で黒字が出るか、赤字が出るかだけで法人税を課すか、課さないかという話ではなく、ゴーイング・コンサーンという発想に立ったときに、企業が通時的にどれだけ税負担を払うかという観点から、ある程度の期間をもってその調整をすることはあってよいと思います。

それから、最後に、外形標準課税ですが、外形標準課税は、確かに一つの可能性として付加価値割というものがあるとは思いますが、田近委員も既に御研究されているように、加算型の付加価値割と、今の消費税である控除型のものとは似て非なるものだというところはきちんと理解した上で、むしろ加算型の外形標準の付加価値割は性質がよくないということをはっきりさせておくべきだと思います。

○中里会長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

復興特別法人税の話は既に大田委員からお話があったので、詳しく言う気はありませんが、たまたま復興特別法人税というものが1年残っていたということであって、

我々産業界からすれば、恒久減税としての法人税を下げただけであれば、別に復興という名前が付いているものを下げただけよりよいわけで、復興という名前に対して、ケミストリーが違ってしまふ部分もあるのかもしれないので、本当はそここのところをうまく説明をしていかなければいけないと思います。

あと、財務省資料の7ページを見れば分かるのですが、平成25年度の予算では法人税収は8.7兆円ですが、これは10.4兆円ぐらいになります。そのような意味では、逆に言うと、下げても、きちんと法人税を納めるということですので、予算と実績がうまく差し引きできていないのではないかということも、どこかで御勘案いただきたいと思います。

それから地方税について、確かに、欠損法人があれだけある中で、特に地方で税源の偏在が一番困っているエリアにいる企業は、本当はかなり零細・弱小だったりするので、欠損法人に本当に外形標準課税をやって大丈夫なのかと思います。もちろんそれは先ほどの給料の話で、いろいろ経費という、からくりはある程度解消した上での話かもしれませんが、外形標準課税そのものについて、ただ増やせばよいという議論自体がおかしいと思いますし、今、この中で、付加価値割の充実と書いてあるのは配分ですので、今から賃金を上げろと言っているところ、外形課税でそここのところに税金をたくさん取ると言っているのは、アベノミクスと本当に同調できるのかどうかはよく考えなければいけません。とにかく変動は少なくなるかもしれませんが、そのような企業が外形標準課税で潰れていけば、偏在はまた増えるかもしれません。

だから、こういったものは税金だけで全てやろうというのではなく、地方の活性化や、交付金の在り方とトータルでやっていかないと。ただ、外形課税でやっていくと本当に変な形になってしまつて、逆効果も非常に大きくなると思うので、活性化策とのバスターでやっていくなり、あとは地方の法人税を国税化した上でどう配分していくかといったところと、本当は財政の健全化とどのようにうまくリンクをさせていくかというトータルの視野から見ていかないといけないと思います。

○中里会長

実は、その他の税制についても皆さんの御意見をいただく時間を作ろうと思って急がせてしまいました。活発に意見が出てくるのは、とても良いことですから、少し延長しますが、両DGの座長から先に一言、それぞれ手短にお願いします。

○神野会長代理

今日の議論をまとめさせていただくと、私は大変良い議論を頂戴できたと思います。それは、ともすると、法人課税の問題を扱うと、一つのジグソーパズルの小片だけ見て、法人税の税率を引き下げるのか、引き上げるのかという議論になりがちなのですが、今日の御意見は、部分だけでなく、全体を見回すこと、少なくとも法人税をめぐる税金、所得税や、地方の税の問題など、例えば、社会保障負担の問題等々含めて、少なくとも周りのことを見ながら考えていくことが重要だという議論が非常に多く出

されたことについて、成果が多かったと思います。

さらに、新浪特別委員からは、歳出との関係が非常に重要だという御指摘が出ました。経済成長等々を見ると、これは土居委員に怒られるかもしれませんが、21世紀になり、2010年までで、財務省資料の5ページに挙げられている先進諸国の中で、経済成長が突出して高いのはスウェーデンだと言ってよいと思います。スウェーデンはきちんとビジョンを持った長期的な改革をしていて、二元所得税を入れながら、全ての税金の税率を30パーセントにしてしまうのです。その結果、どうなるかということ、スウェーデンの法人税を見ると、例えば、1970年代の後半などには1.1パーセントしかなかったシェアが、どんどん増えて、結局、今では日本を追い越している状況にあります。これは、産業構造を変える政策をきちんとやったからです。それを良い例として見通しておくべきだと思います。

それから、関連して、大田委員から追及されましたが、地方財政審議会で出した意見は、現在、法人事業税、これは本来、所得型付加価値税としてかけるべき税金で、固定資産税を市町村に、道府県には基幹税というか、中心的な税目、独立税として事業税というのを配られていましたが、これが現在では譲与税として、暫定的措置として、国の方の税金に部分的に入ってしまったのです。これを法人住民税、つまり、国の法人税にタックスオンしている住民税と取り替えてくれ、しかも譲与税の中に入れるのではなく、きちんと財政力調整ができる交付税の方に入れてくれと、このような提案をしているので、地方消費税が増えたことに伴って行う税源交換として議論されていることは御理解をいただければと思います。これは分権的だと私は考えています。

あと、私も今の議論のように、税率だけではなく、課税ベースを見直していくのは非常に重要なポイントですが、これは徐々に見直す余地が削減されているということだと思います。所得の見直しは、これは当然行わなくてはいけないのですが、それだけで十分かというのもあります。余計なことですが、繰越欠損金については、中里会長に教わったのですが、アメリカでは50パーセントしか認めていないのに、日本は100パーセント認めている。そういうことでしたね。

○中里会長

いえ、繰越の場合の欠損金の50パーセントという制限については存じません。欠損金の繰戻の場合の所得金額の50パーセントという制限はあったかもしれませんが、それではなく、繰越の話でしたか。

○神野会長代理

これは後ほど確認いたします。

もし、そういうことができるのであれば、課税ベースを拡大する要素があります。つまり、繰越欠損金その他についても含めて、見直せる余地が少なくなっているのです、思い切ってやろうとすると、支払利子を課税標準に入れるなど、いわば外形標準のよ

うなことに踏み込んでいかざるを得ないのではないかと思います。

○中里会長

野坂委員、林特別委員、順番にお願いします。

○野坂委員

各委員が言われているように、現状では、法人税引下げが必要だということはほとんど共通認識だと思います。一方で、どなたかが言われていた財源論には立てないという話がありましたが、そうは言っても、お金をどこかでひねり出さないと減税の財源は出てこないわけで、これは事務当局が言っていた、1パーセントで4,000億円というのはやはり念頭に置いて対応しなければいけない。これも皆さん言われているように、当然、課税ベースの拡大が不可欠ですが、現状、役割の終わった租特の見直し、これも当然なのだが、それだけでは産業界、経済界が望んでいるような法人税減税の財源はカバーできないとなれば、当然、従来の発想を超えた形で財源をひねり出さなければいけない。そこは知恵の絞りどころで、先ほど神野委員も言われたように、他の税も含めて幅広く考える、大変タフな課題ですが、それを乗り越えるためにさらに意見を詰めていかなければいけません。要するに、ただ減税しろという目標を掲げるだけではなく、財源をどうするのか、産業構造をどう変えていくか、幅広い日本経済の転換の視点が大事だということは各委員と私は同感です。

○中里会長

林特別委員、どうぞ。

○林特別委員

簡単に一つのポイントだけ。財務省資料の3ページを見ると、いかにも競争して税率が下がっている、また、企業の税負担が徐々に下がっているかのような感じがしますが、5ページを見ると、対GDP比で見ると、他国は日本と比べて昔は低かったのですが、企業負担は決して下がりません。また、この表には出ていませんが、税収に占める企業課税の比率は減っておらず、むしろ上がっている、もしくは横ばいなのです。ということは、必ずしも企業負担を減らせということではなく、企業に対する課税の方法、要するに、企業のインセンティブを削がないような方法で税率を決めましょう、税構造を決めましょうということではないかと思います。

○中里会長

小幡特別委員、どうぞ。

○小幡特別委員

もう皆さん御議論のあったことですが、繰越欠損金の控除の在り方は問題にすべきだと思います。それ自体は、今、諸外国の例もありましたが、例えば、9年に延ばしてよかったのかなど再検討すべきだと思います。そのことと、他にも租税特別措置法を不断に見直していく、その2点だけは少なくともやるべきではないかと思います。

○中里会長

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員

私自身は、法人所得課税の実効税率の引下げが妥当なのか、皆さんの多くは下げるべきだと言われていますが、少しよく分からないところがあって、法人負担を考えたときに、一方で社会保険料の事業主負担分や、資産課税なども入れたときのトータルな負担で、今、林特別委員が言われましたが、それを考えたときに、どのような負担の在り方が必要なのかという中から、実効税率の引下げという議論が出ているのだと思うのですが、単なる税率の競争だけを見ては言えないのではないかと考えていて、トータルな負担をどう考えるかという点から、もう少しその辺りの資料が出てくるとよかったですと思いました。

田近委員、どうぞ。

○田近委員

繰越欠損金のことで話が盛り上がっていますが、これは、税を取ることを前提にすると、国とビジネスはパートナーだと考えられます。儲かったときは、仮に税率が50パーセントなら50パーセントはいただきますと。マイナスのときには、過去に払った税金を戻す繰戻しも含めて、国は税金をお返ししますと。だから、みんなが豊かになれば、その上積みで幾つかもらえます、貧しくなったときは返しますよと、そのような仕組みです。税というと何か収奪するような、結果的には取るのですが、法人税は、国が税を取るパートナーとして存在する以上は、ビジネスのリスクをシェアするという意味で、非常に重要なものです。ただ、それが余りにも溜まって、あるいはその背後にタックス・プランニングなどがあるならばいけません。それは腹のくくり方で、パートナーとしての国も分かれますが、法人税率を下げたいのであれば、課税ベースを広げるために、繰越欠損金の損金算入を減らす。それは腹のくくり方だと思います。だから、私は税制をやっている、国というのはビジネスと一緒に歩みながらリスクを取ってあげるといった側面も非常に重要だと思いました。

○中里会長

本日御欠席の石井特別委員と岡村幸四郎特別委員、そして古賀特別委員から意見書が提出されていますので、御覧ください。

それでは、今日が年内最後の総会になると思いますので、この際、もう少しきましましょうか。法人税に限らず、その他の税目についても、せっかくですからご意見をいただく機会をと思います。

では、武田委員と中静委員、上西特別委員、佐々木特別委員、お願いします。

○武田委員

私は吉川（萬）特別委員と同じように、税については本当に素人の意見ですが、今日の御意見や、様々なことを総合して、感想のようなものを述べさせていただきます。

普通感覚ですと、税金は国民が払う義務があります。将来のためにどう使っていくかを、搾取されるといった形ではなく、義務があるのに、欠損の企業がとにかく多いことに違和感を持たざるを得ません。不正をしているわけではありませんが、払うべきところで払われていないことに対して、どの辺りがだめなのか、もっと、私たち払う側にやさしく伝えていくことをお願いしたいです。もう一つ、すごく単純な発想ですが、先ほど神野委員が言われたように、スウェーデンがうまくいっているというその方法を、税率を全部30パーセントに並べていることを日本で当てはめたときに、どこにどのような不具合があって、どの部分はうまくいくのかも知りたいと思います。

○中里会長

中静委員、どうぞ。

○中静委員

一つだけです。この税の問題では、今までも話をしていますが、公平という問題が大きなポイントになると思いますので、担税というか、税を担う人たちがまだ実は多くいるのではないかと。例えば、公益法人、特に宗教法人なり社会福祉法人なり、この課税の在り方がどうか。それから、先ほど意見が出ましたが、課税最低限の問題をどのように考えていくのか。担税できる人がいたら、そこはきちんと税負担してもらおうということも、少し幅広になりますが、検討してよいのではと思っています。

○中里会長

上西特別委員、どうぞ。

○上西特別委員

現在、税制改正大綱に向けて与党間で軽減税率導入をめぐる議論が行われているところで、政治的な議論はそこでやっていただいて当然ですが、この政府税調では、あるべき論、消費税課税の在り方を第一に考えるべきではないかと思っています。そして、軽減税率を入れた場合、どうなるのかというマイナス面も併せて、より重要に考えるべきだと思います。

第一に、物品税の時にあった議論が同じように出てくるわけで、軽減税率の適用範囲、対象品目を合理的に設定することが困難で、そもそも、その設定が可能か。

また、軽減税率を導入すると、どの範囲であれ税収が減り、税収を補填するために標準税率を引き上げる必要があるのか、あるいは社会保障給付、社会保障4費に当てられるのですが、それを抑制するという選択を国民に迫らなければいけないのです。そうしたときに、広く国民的な合意が得られるのかも非常に疑問です。

また、事務負担が増えることは当然です。同時に、中小企業等を中心とした事務負担論が最近多いのですが、言いにくいので余り言われなくてもいいかもしれませんが、税務行政の事務負担も当然に増えるわけで、重点的に必要なところに調査をしていこうという国税庁レポートで示されている方針ができるのかとなると、この部分について、余りエネルギー、時間をかけていただくような仕組みは望ましくないと思います。

また、低所得者対策が軽減税率の本質だと思いますが、軽減税率を入れることが低所得者対策になるのか。あるいは他の給付措置の方がよりよいのか等も幅広く検討すべきで、そうしたことをきっちりやらない限り、急いで導入することは、国民、納税者、また産業界、そして我々実務家の理解と納得が得られないと思いますので、中長期的な視点で、個人所得課税、社会保障給付、この両方を合わせた社会保障と税の一体改革の中で議論すべきであると強く主張したいと思います。

○中里会長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

今、お話があった軽減税率ですが、もう少し具体的に言うと、10月1日に経済政策パッケージを出して、例えば、低所得者に対して1万円と言いました。1万円って何だよ、というお話になると思うのですが、3パーセントを補完する1万円は33万円のものを買ったのと一緒なのです。スーパーで1人33万円食料を買ったら、年間分ぐらいになるのではと、そのようにして1万円が決まっているので、余り宣伝がされていない部分があると思います。

それから、軽減税率そのものは、先ほど低所得者のためになるのかという話がありましたが、高所得者はもっと高い食費を払っています。だから、そういう意味からすると、より偏在する形になりますので、事務処理ももちろんですが、低所得者に対する給付などは、高齢者でいけば、あと5,000円という、年間50万円、1人で食料品を買うのと同様になるので、議論されていた内容をもう少しきちんととした上で、軽減税率の議論ではそういうのを全部無視した上でお話をされているとしか思えないので、せめて税調ぐらいはしっかり言っていただけるとありがたいと思います。

○加藤特別委員

私も軽減税率についてです。もう既に、徴税コストがかかることと、政治的なコストについて、何に軽減税率を適用するかを決定するコストについて、他の委員の方が発言されました。私は、軽減税率は再分配の方法として非常に非効率であり、提案されている方の目的と合致していないことを専門家の立場から申し上げます。

ヨーロッパ諸国が逆進性への対応のため使っているのも、私たちも使いたましようというのが、軽減税率導入の理由になっていますが、これは全くの事実誤認です。ヨーロッパ諸国で軽減税率が使われるようになったのは、逆進性への対応のためではありません。ヨーロッパ諸国は、他の消費課税を変化させ付加価値税を生み出しました。付加価値税以前の単段階或いは累積型の一般消費税に既に存在していた例外を、付加価値税にする時に引き継いでしまったのが軽減税率の起源で、既得権益でやめられないだけです。これは逆進性への対応ではありません。

ヨーロッパ諸国も、これから導入する他の国には、軽減税率を使わないようにとアドバイスしており、新興国でも付加価値税に軽減税率を入れないよう国際機関からア

ドバイスされます。軽減税率が望ましくないことは専門家の間では合意ができています。租税政策一般の傾向を見ても、ヨーロッパの福祉国家では、税はなるべく均一に効率的に取り再分配は支出面で行うという形になっています。

ニュージーランドはアドバイスに従い軽減税率や例外を少なくする形で1986年にGSTという付加価値税を入れたのですが、27年経った現在も税率は15パーセントです。日本のように財政状況も悪くありません。もちろん簡単な比較はできないとは思いますが、もし消費税の税率が将来上がることを心配しているのであれば、軽減税率は入れないようにした方がよいと思います。他国の経験に基づいた専門家の合意を全く生かさないで政策を作るのは大きな問題ではないかと思います。

○中里会長

田中特別委員、どうぞ。

○田中特別委員

軽減税率は、全く今のお話に賛成です。税収を確保するという前提で10パーセントに決めたのに、ここに来て軽減税率をぱっと出して、どういうことなのか説明をよくしていません。安くした方がよいという聞き方をすれば、それは良いに決まっていますが、そのような政策を通すのはおかしいと思います。やはり全体の税制を考えていただきたい。

それから、もう一つ、欠損法人が非常に悪者として、皆さんのイメージが付いていると思うのですが、決してそうではなく、不正をして税金を払わないといったように皆さんが理解していると思いますが、それは全然違うと思います。そんなに大変なものにもかかわらず、7割もの雇用を抱えているのです。また、每期連続して全部欠損ではなく、何とかやりくりをして、2期続けて欠損を出している法人は3割に満たないという現実からすれば、経営者がそれなりのしわ寄せを持っていると思います。

それから、先ほど、経営者が給料で全部取ってしまっているという話がありましたが、このような状況では、逆に経営者の給料で調整をしているところがあるのです。お金はもらっていないが、費用には出している。いつか潰れるというリスクを踏まえて、雇用を抱えているという現実があると思うのです。この辺はもう少し実態と一緒に勉強させていただきたいし、御理解をいただきたいと思います。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

簡単に申し上げます。軽減税率について、各委員がおっしゃったように、私も導入するべきではないと、今後永久に導入するべきではないと思います。

それから、もう一つは、マイナンバーを導入して、きちんと低所得者に対する給付付き税額控除を設ければ、軽減税率は導入する必要は全くないと思います。

○中里会長

新浪特別委員、富山特別委員、お願いします。

○新浪特別委員

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、今後の税金は消費税を上げながら税収を確保していく方向性になっていくと思います。その中でとにかくデフレ脱却、そしてこれが継続的に行われるためには、やはり、企業や個人がお金を使う仕組みを、税体系全体の中で考えてもらいたいと思います。企業も貯め込み、個人も貯め込む、というのではデフレ脱却を困難にします。実際に、当社の賃金を上げましたが、結局、3分の1の社員が銀行にお金を入れました。ですから、お金を使うことに対するインセンティブをしっかりと作っていかないと、本当の意味のデフレ脱却はしていかないのではないのでしょうか。消費を喚起するような環境を作り、消費税率の引上げの効果を減殺するような方向にならないような仕組み作りが、税制の仕組み作りの際に一番重要なのではないかと思います。

○中里会長

富山特別委員、どうぞ。

○富山特別委員

1点だけ、先ほど、私は欠損法人を悪者にしたわけではなく、ポイントは、前も申し上げたと思いますが、産業に直接的に社会政策的役割を負わせた例は、過去、農業なのです。これをずっとやっていると、結局、トータルには雇用が失われて、賃金も失われて、弱くなっていってしまうのです。結局、今の消費税が上がるような状況を作るのも同じなのです。基本的には生産性を上げていくことこそが重要。株式会社ですから、本来的には競争の中で生産性を上げるというのが彼らの使命なのです。その結果として雇用が生まれて賃金が上がるのです。それは明確に、企業の大中小関係なくそうです。

そうすると、先ほど梅澤特別委員が言われましたが、中小企業の世界でも、特にサービス業はそうだと思いますが、サービス業の生産性を上げる最大の鍵は、ストレートに言ってしまうと、新浪特別委員のような優秀な経営者の中に収れんしていくことです。結局、単純に規模などは効かないので、私どものバス会社もそうですが、優秀な経営の下にあれば、賃金も増えるし、雇用も増えます。そのような意味で言うと、会社が潰れることは必ずしも悪ではなく、要は、穏やかな退出ができればよく、従来の中企業政策はむしろそれを妨げていて、保証協会やら何やら、がんじがらめにして、会社を退出しようと思ったら、経営者を含めて、家族、一族郎党全員が自己破産しないと退出できない仕組みを作ってきたのです。これは結局、ある種、中小企業やサービス業の農業化であり、今、まさに分かれ道だと思っています。中小企業やサービス業を農業のような道を辿らせるのか、きちんと競争と切磋琢磨の中で真っ当な給料があり、ディーセントワークがあるような産業にする分かれ目に来ていると思うの

で、これは税制もすごく関わっています。

さっきの軽減税率もそうですが、税制を使って所得再配分を行うのはものすごく効率が悪い話です。その議論は基本的には税調としては回避すべきであって、所得再配分の議論、社会政策の議論は堂々とやればよいのです。そこで生まれる摩擦的失業、あるいはそこで生まれる人生の悲劇は公がきちんと見てあげればよいのです。ですが、その政策を産業政策に染み込ませようとする、必ずゆがみが起きるので、税制は本来それをやるべきところではないと思っているので、それは社会政策で堂々と議論していただいて、極論としては、それこそ廃業支援金などはどんどん出すべきです。そのような人たちが破産しないで止められるように。それは正々堂々と社会政策で行えばよいわけで、税制の中に余りそのような議論が入り込まない方が、様々な意味で健全だと思っています。

○中里会長

宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員

少しひねったことを申し上げますが、小学校・中学校の教員、義務教育の先生は、義務教育は基本的に市町村立ですので、市町村に所属しているのですが、その給料は国と都道府県から出ています。つまり、責任の所在と財源が一致していません。これが、教育改革が本当に進まない大きな原因の一つだと私は思っていますが、税制にもそのようなところがあって、今の軽減税率にしても、欠損法人にしても、受益と負担のバランスが直接的に見える形で訴えられていないところに大きな問題があるような気がするのです。そこを少し工夫していただければよいと思います。

○中里会長

よろしいでしょうか。時間の関係で私のまとめは省略させていただいて、今後の税制調査会の進め方について、簡単に御説明させていただきます。

年内の会合は本日の総会で終了となります。次回のDGの会合は年明けになりますが、本日ご報告いただいたとおり、これまでの議論で、国際課税、マイナンバーの二つのテーマについては一定のコンセンサスが得られたところもありますが、なお引き続き議論すべき論点も多々ありますので、これについて議論を続けていくとともに、次回の総会で次のテーマについても御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

他方、3年間の我々の任期中で税制全般の在り方について諮問を受けているので、本日ご議論いただいた法人課税、それから、所得税、消費税も出ましたが、国際課税、マイナンバー以外のテーマについても、臨機応変に審議を行っていく必要があると思います。

それでは、これで終了といたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。